

公民館利用細則

平成 26 年 2 月 14 日改正
大橋町東部町会長

【利用条件】

第 1 条 利用要領

1. 大橋町東部公民館の利用は、会の区域に住所を有する会員(町会規約第 4 条 1 項)とする。会員以外利用は、町会長又は役員会の許可を受けた者に限る。
2. 上記 1. の者が利用する場合は、事前に町会長又は公民館管理担当役員へ申込み、了承を得る(鍵の開閉や管理等)

第 2 条 利用方法及び制限

1. 利用者は、近隣住民に対して迷惑となる行為や公衆道徳に反する行為をしてはならない。
2. 小学生以下の利用については保護者の同伴を義務付ける。
3. 花火等や爆発するおそれのある物、危険物等を持ち込まないこと。
4. 公民館内は禁煙とする。敷地内の喫煙は所定の灰皿が設置された場所とする。
5. 利用者は利用後の清掃、備品等の整理整頓を行なう。
6. 施設利用中に利用施設又はその備品等を破損・紛失した場合は、利用責任者がその損害を賠償する義務を負うものとする。(但し、消耗品についてはその限りではない)
7. 施設利用中に起こった事故・盗難等に際し、町会は一切の責任を負わない。また、その損害に対し利用者は損害の賠償を負うものとする。
8. 利用者は備付(下駄箱の上)の利用者名簿に必要事項を記入する。

第 3 条 利用料金

1. 会員の利用については原則無料とする。
2. 広報目的等で会員以外利用については、状況に応じてその都度定める。

第 4 条 利用時間

1. 利用時間は、原則午前 9 時より午後 8 時までとする。
2. その他の時間の利用については町会長の許可をもらうこと。

第 5 条 補足

本細則に、定めのない事項については役員会により決定する。
尚、緊急を要する事項については町会長の判断により決裁し、後日役員会に報告する。

附則

この細則は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

平成 26 年 2 月 14 日第 1 条 1. 2 項、第 3 条 2 項改正・第 2 条 8 項、第 5 条追則・その他削除